



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2014年11月12日

コートジボワールシリーズ (1)
～はじめに～

1. 西アフリカのゲートウェイとしての魅力

西アフリカにおいては、セネガル、ガーナ、ナイジェリアが主要国として存在する。そこで、コートジボワールがなぜ西アフリカのゲートウェイとして魅力があるのかを検討する必要がある。

(1) 旧宗主国フランスの存在

アフリカにおいては、過去フランスを宗主国として以下の通りフランス語圏が形成されていた¹。

仏領西アフリカ (AOF) : モーリタニア、セネガル、オートヴォルタ (現ブルキナファソ)、スーダン (現マリ)、ニジェール、ギニア、コートジボワール、ダホメ (現ベナン)

赤道アフリカ (AEF) : ガボン、中央コンゴ (現コンゴ共和国)、ウバンギシャリ (現中央アフリカ共和国)、チャド

その他 : マダガスタル、フランス領ソマリア

なお、トーゴとカメルーンは、フランスの共同領土として位置づけられている。

多くの国は西アフリカ付近に存在している。旧宗主国の影響を多く受けることは良くあることであり、共通部分が多く存在する。その意味で西アフリカ付近に存在する旧フランス領の国々に進出するためゲートウェイとしてコートジボワールに進出することは一考の価値があると思われる。

(2) アフリカ商事調和化機構 (OHADA) の存在

上記の国々が旧宗主国フランスの影響を受けていると考える一例として、当職は OHADA を挙げたい。フランス語版の OHADA 条約がオリジナルとされ、加盟国は、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、コモロ、コンゴ、コートジボワール、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、赤道ギニア、マリ、ニジェール、セネガル、チャド、トーゴ及びコンゴ民主共和国と、(1) で旧フランス領と記載したものと多く重なる。

OHADA 条約に基づき、統一商事通則法、統一商事会社法、統一担保法、統一倒産処理法、統一仲裁法、統一会計法、統一道路物品運送法及び協同組合法等の商事法が加盟国へ直接適用される

(OHADA 条約 10 条)。司法・仲裁裁判所 (CCJA) が OHADA 域内で最上級審として機能し、OHADA 条約及び以上記載の統一法を統一的に解釈適用することになっている。また、上級司法研修所 (ERSUMA) において解釈運用を担うべき法律育成を行うことで徹底した運用を図ろうとしている。

当職は、「国際商事法務」Vol.41, No.10 2013 や同 Vol.42, No.9 2014 等において統一商事会社法を紹介しているが、同法とフランス法とを比較すると、同法がフランス法の影響を多大に受けていることは一目瞭然である。詳しくは拙稿をご覧になっていただきたい。

(3) 西アフリカ経済通貨同盟 (UEMOA) の存在

西アフリカ経済通貨同盟は、ベナン、ブルキナファソ、コートジボワール、ギニアビサウ、マリ、ニジェール、セネガル、トーゴの 8 か国が加盟している。その域内においては、8 か国は共通通貨 CFA フラン²を使用している。

¹ 正木 響「グローバリゼーションと西アフリカのリージョナリゼーションー植民地時代の遺産を乗り越えてー」アジア・アフリカ研究 第 51 巻 第 3 号 48 頁 (2011 年)。

UEMOA の設立の目的は、（１）加盟国間の経済金融活動の競争力強化、（２）加盟国間の経済パフォーマンス及び経済政策の収斂、（３）共同市場の形成、（４）経済政策の調整、（５）共同市場の運営・法律の制定・税制の調整であり、単なる通貨同盟を超えて、関税同盟や経済共同体創設を可能とする枠組みの形成が意図されている³。

なお、西アフリカ通貨同盟（UMOA）も西アフリカ経済通貨同盟（UEMOA）とは別途存在するが、前者は通貨同盟や金融政策など中央銀行 BCEAO に限定されたトピックの際に用いられ、後者は政治経済を含む場合に用いることとされている。UMOA 諸国に対するフランスの通貨協力としてフランスフラン（ユーロ）との交換レートの固定⁴、CFA フランのフランスフラン（ユーロ）に対する無制限交換をフランス国庫が保証、各 CFA フラン圏内とフランス間での資本移動の自由及びフランス国庫に開かれた操作勘定に外貨準備の集中の原則がある⁵が、ここでもフランスとの強いつながりが如実に浮かび上がってくる。

UEMOA は先程述べた目的に従いアフリカ大陸で最も経済統合が進んでいる地域とされていたが⁶、その内容の一つに加盟国間での非関税障壁と域内産の製品に対する関税を撤廃する自由貿易協定がある。域内での自由貿易は非加工品や伝統的な製品については 1996 年から、工業製品については 2000 年から開始されている。また、域外の必需品や農業投入財には 0%、基礎的な一次産品や資本財には 5%、中間財には 10%、最終消費財には 20% という 4 つのカテゴリの共通関税が導入されている⁷。

以上の経済統合が進む中、同 UMOA 及び UEMOA 地域の GDP を見ると、域内で圧倒的な経済力を誇るのはコートジボワールである⁸。UEMOA 諸国の貿易収支構造としても、コートジボワールが単独で稼ぎ出した貿易黒字に他の加盟国が依存している状況である。2012 年においては 9.8%⁹、2013 年 8.7%¹⁰の経済成長を遂げ、ビジネス環境も改善しつつある。また、同国のアビジャン港は西アフリカのハブ港として機能が強化されている¹¹。経済の詳細については他の方の記事に譲るが、UEMOA においては非常に重要な地位を占めている。

（４）西アフリカ諸国経済共同体（ECOWAS）の存在

ECOWAS の加盟国は、UEMOA の 8 カ国に加えて、カーボヴェルデ、ガンビア、ガーナ、リベリア、ナイジェリア、シエラレオネ、ギニアの 15 カ国である。

1975 年設立当初は、持続的経済開発のための基盤整備、地域内の関税障壁の撤廃、域内・域外貿易の促進等が目的に掲げられていたが、防衛・紛争解決機能等を備え安全保障機能の本格的整備に着手するようになった¹²。

近年にいたるまで関税・通貨統合について進まなかったが、最近になって以下の動きがでている。

2015 年 1 月から対外共通関税を導入され、加盟諸国への域外からの輸入に対して、35%を上限として商品分類に応じて 5 段階（0%、5%、10%、20%、35%）の税率が適用されることになった。また、域内での関税免除等も予定されている。さらに、地域通貨統合についても段階的な取組みが承認されている¹³。

（５）コートジボワールのゲートウェイとしての資格

² 本件 CFA フランは、西アフリカのアフリカ金融共同体（Communauté Financière Africaine）フランのことを指し、中部アフリカのアフリカ金融協力（Coopération financière en Afrique centrale）フランとは異なるので注意されたい

<https://www.imf.org/external/pubs/ft/fabric/fra/backgrnd.htm>。

³ 正木響「西アフリカ（経済）通貨同盟の成り立ちと近年の動向（前編）－旧宗主国フランスとの関係を中心に－」アフリカ Vol.54 秋号 42 頁（2014）。

⁴ 1 ユーロ＝655.957CFA フラン。

⁵ 以上は前注 2：正木 44 頁参照。

⁶ 正木響「西アフリカの地域経済統合の成り立ちと現状」金沢大学経済論集 第 29 巻 第 2 号 338 頁（2009 年 3 月）。

⁷ 以上は前掲注 1：正木 55 頁参照。

⁸ 前掲注 3：正木 42 頁。

⁹ <http://www.jetro.go.jp/world/seminar/111/>。

¹⁰ http://www.jetro.go.jp/world/africa/ci/basic_03/。

¹¹ <http://www.jetro.go.jp/biznews/54325406a2d78?ref=rss>。

¹² <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/africa/ecowas/gaiyo.html>。

¹³ <https://news.jetro.go.jp/aps/QJTR/main.jsp?uji.verb=GSHWD0320&serviceid=QJTR&rqid=1&kino=QJTR5350d7b8aae60&PARASETID=jwb> を参照。

以上の（１）から（４）まで該当し、かつ、該当する国の中で経済力を最も有するのがコートジボワールである。同国は西アフリカのゲートウェイとして資格を有すると思料するのはここにある。

但し、以上は当職の私見であり、ECOWASにはナイジェリアやガーナも存在し、企業によっては両国もゲートウェイとして適切である場合もある。また、セネガルも（１）から（４）まで該当し、場合によってはセネガルの方がゲートウェイとして適切な場合もあろう。

前者は後にフランス語圏に進出する際、ECOWASを視野に入れることになるが、今後のECOWASの動向を見て各自で判断していくことになる。またセネガルについては同国とコートジボワールを比較して経済規模と政治の安定等を総合的に判断することになる。いずれにしても進出する際には、出来るだけ現地の視察をしておくことが望ましい。

2. コートジボワールの投資について

コートジボワールの投資環境は劇的に変化している。コートジボワールの投資促進庁（CEPICI）のウェブサイトも大幅な変更がされている様子である¹⁴。

同庁は、2012年9月6日付 *décret n°2012-867* に基づき創設されたが、その主な業務は国民及び外国人による投資の促進することにある。事業を始めるための手続を容易にするため、ワンストップサービス化されることになった。これにより、SA（株式会社）、SARL（有限会社）やSAS¹⁵（簡易型株式会社）の設立は簡易化されたことが予想される。

政府の強い後押しにより2014年1月から9月までに4000の企業と多くの会社が設立されている様子である¹⁶。

なお、課税防止協定については日本との条約締結は無く、フランス、ドイツ、ベルギー、ノルウェー、カナダ、英国、イタリア、スイス、チュニジアとの間で、二国間二重課税防止協定が締結されている¹⁷とのことである。

3. 最後に

法律は自社を守るための最低限のベースラインである（但し十分条件ではない）ので、トラブルを避けるには進出する前に一定程度理解しておくのが望ましいと考え記載した。

今回、当職がゲートウェイとしてコートジボワールが適切と考える理由と投資状況の変化について若干触れた。法律関係の詳細については後日紹介することとする。

但し、法律と実務が乖離する可能性は捨象できないので、この点留意し読者におかれては専門家に確認する必要があることは言うまでもない。

1については脚注にある正木響教授の玉稿及びジェトロの情報を参照した。特に玉稿を送付して下さった正木教授に深くお礼を申し上げたい。なお、参照部分の誤り等が存在する場合は専ら当職に帰する。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

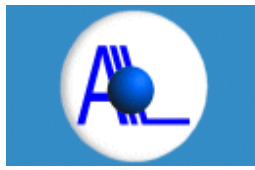
西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント デルフォルジュ・ユゴー

¹⁴ <http://www.cepici.gouv.ci/>.

¹⁵ 統一商事会社法で最近導入された制度である。

¹⁶ <http://news.abidjan.net/h/507893.html>.

¹⁷ http://www.jetro.go.jp/world/africa/ci/invest_04/.



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年1月19日

コートジボワールシリーズ (2)
～コートジボワール投資促進センター (CEPICI) によるワンストップサービス～

1. コートジボワール投資法典について

(1) 新コートジボワール投資法典の経緯について

2012年の新コートジボワール投資法典(Ordonnance n°2012-487 du 07 juin 2012)は、1995年の旧コートジボワール投資法典 (Loi n° 95 620 du 3 Août 1995 portant CODE DES INVESTISSEMENTS) に取って代わり施行されている。政府の委任立法権限に基づく法規である Ordonnance が法 (Loi) に取って代わった経緯について若干記載する¹。

新コートジボワール投資法典には、決定 (la décision n° 001/ PR du 03 octobre 2011 relative aux ordonnances du Président de la République) が参照されている。その決定は、コートジボワール憲法 48 条に基づくものであり、同 48 条は大統領の非常措置権を定めている。その内容は、要約すると国家体制、独立性等が脅威に晒されその脅威が重大かつ差し迫ったものである場合、大統領は状況に応じた例外措置をとることが出来るというものである。決定内容は、大統領令は憲法所定の手続を免除するものとし (同決定 1 条)、2011 年 1 月 10 日以降の大統領令にも適用される (同決定 2 条) とされている。内戦の影響から混乱した状況下での復興策であると読み取ることができる。

以上の憲法及び決定を準拠した法典であり、非常措置権に基づく政治的な意味合いがあることも否定できないのでどのように定着していくか見極めていく必要があると認識している。

(2) 同法典の内容について

同法典の目的はコートジボワールにおいて生産的な投資、グリーン投資及び社会的責任ある投資を促進優遇することや例えば永続的かつ適切な雇用創造、国内市場において競争力ある商品を生産すること、環境保護や生活向上、農業、観光事業、教育などについて事業を立上げ発展させるについて奨励することである (同 3 条)。外国人も国民と同様の取り扱いを受けるが、内国企業促進の政策がある場合はその限りではない (同 6 条)。投資家は外貨交換の法令を除き外貨にアクセスできる (同 8 条)。会社の取締役の構成員、代表取締役など自由に選任できる (同 14 条)。投資家の一般的な義務も以下の通り規定している。例えば、コートジボワールのサプライヤーや下請を優遇する (同 23 条)、投資家は ISO26000 に記載されているような基準を適用し人権や労働者の権利に関する水準向上に貢献する (同 25 条)、国民を優先的に雇用し地元の協力者の質向上に寄与する (同 26 条)、汚職等を差し控えるべきとし汚職は刑罰に処されるものとする (同 28 条) などの規定がある。

¹コートジボワール憲法においても、大統領は国会に Ordonnance の形をとることの承認を要求することができ、授権法律により定められた期日までに国会に追認の法律案を提出しないと失効する。Ordonnance は法律によってしか改廃できないと規定されている (同 75 条)。

2. コートジボワール投資促進センターについて

同投資法典をベースに、2012年9月6日付 *décret* n°2012-867 における1条により、コートジボワール投資促進センター（CEPICI）が設立された。同庁の権限や組織等は本デクレによって決定されるとされる（同1条）。同庁の主要なミッションは、民間投資を活性化することであり、そのために1）同庁に投資促進のためのワンストップサービスを提供できる権限、2）投資の認可や撤回する権限、3）国民及び外国人の直接投資を誘致促進する権限等を与えている（4条）。

コートジボワールは投資家向けに着々と投資法制を整備している。これにより世界銀行の *Doing Business* ランキングの新規事業開始部門において、コートジボワールは、2014年度の124位から、2015年は44位まで急上昇した²。また、会社設立にかかる期間が、サブサハラ地域では平均27.3日間、又はOECD平均の9.2日間であるのに対して、7日間と評価されている³。過去CEPICIでの申請から登録まで48時間必要であるとされていたが、2014年以降⁴、24時間に短縮された。一連の改革の結果、2014年1月から9月までの間に4000社以上の会社が設立されている⁵。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
FAX(03)3548-2703
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント デルフォジュ・ユゴー

² <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/c%3%B4te-divoire>

³ <http://www.doingbusiness.org/data/exploreeconomies/c%3%B4te-divoire#starting-a-business>

⁴ Arrêté Interministériel n° 186/MIM/MJDHLP/MPMEF/MPMB/MCAPP du 07 mai 2014. 2014年5月7日付省令（アレテ）186/MIM/MJDHLP/MPMEF/MPMB/MCAPP 号

⁵ <http://news.abidjan.net/h/507893.html>



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年2月5日

コートジボワールの法律（3）
～有限会社と株式会社の設立について～

弊事務所よりコートジボワール投資促進センター（以下、CEPICI¹）に質問をしたところ、現時点では以下のようになっていると回答を受けた。以下は要約である。

1. 有限会社（SARL）の設立に関して

2014年4月2日オールドナンス 2014-487号の第2条には SARL（有限会社）の定款は、公証証書、公務員によって作成された証書又は私署証書により作成される旨規定されている。同様に、定款において出資者が資本金の額を定めることを規定している（第5条）。なお、資本金の持分は均等に分割されものとし、額面価額は 5,000CFA フラン以上である必要がある。さらに、統一商事会社法改正によって資本金及び SARL 設立時の公証人の関与について別途規定することができるようになった（同法 311 条）。

コートジボワールでは、同条が規定するように、持分が 5,000CFA フランを下回らない範囲で設立者に資本金額を定める権利を付与することになっている。

発起人は公証人の関与なしに SARL を設立することができる。かかる設立を円滑に行えるよう、CEPICI のホームページに私署証書により作成できる定款モデルを記載している。

なお、SARL につき 1,000,000CFA フランの資本金の場合、公証人の報酬を 120,000CFA フラン（税抜）とする公証人協会と CEIPCI 間で 2013 年 2 月 27 日に締結された協定に関しては有効であり、前出の 2014 年 4 月 2 日オールドナンス 2014-161 号による影響はない。

私署証書の利用は、SARL の資本金の価額に制限されず利用できる（同オールドナンス第 1 条参照）。資本金の最低額や最高額又は方式に関して何ら記載はされておらず、当該オールドナンスの規定は設立中のすべての SARL に適用されることになっている。

会社設立又は投資手続きをする際、本人による出頭義務はなく、代理人により対処することも可能である²。

SARL では、一名及び二名以上の者（出資者であるかは問わない）により業務執行が行われる。会計監査人が会社の経営監督のために選任されることもある。事業年度終了時に、下記の要件のうち 2 要件を満たす SARL においては、会計監査人の選任が義務付けられる。

- ・売上高が 250,000,000CFA フラン以上であること
- ・正規従業員が 50 名を超えること
- ・決算総額が 125,000,000CFA フラン以上であること

SARL を設立するためには、下記の手続きを履践する必要がある。なお、以下は簡易化されたものであり、すべての手続や文書を表示したものではないこと予め留意されたい。

—定款及び公署証書又は私署証書による 出資及び振込申告書（DSV）作成

¹すべての会社設立手続についてワンストップサービス（同じ場所）で 24 時間以内で行う旨宣言している。

²代理人の場合、会社設立書類及び登記関連書類の提出などが委任された委任状を用意する必要がある。

- 統一商業登記簿（RCCM）への登録申請
- 税務署における税務申告（DFE）
- 社会保障公庫（CNPS）への加入

2. 株式会社（SA）の設立について

SA に関しては、公証人協会と事前の取決めは締結されていないので、報酬額は公証人によって異なる。公証人の関与は義務付けられており、最低資本金は、10,000,000CFA フランである（統一商事会社法 387 条、391 条、393 条参照）。

一名の自然人又は法人のみで、SA を設立し、継続的に SA の存続を維持することができる。

最低資本金は、10,000,000CFA フランと定められ、4 分の 1 は直ちに払い込まなければならない。そして、資本金は株式に分割され、額面価値は 10,000CFA フラン以上とされている。各 SA の経営形態は以下の通り定款で定められる。

- ・取締役会設置：取締役会会長兼社長（PDG）又は取締役会長（PCA）及び社長（DG）が主に経営を行う。
- ・取締役会非設置：株主の数が 3 名以下である場合選択できる。取締役会を設置せず、代表取締役（AG）が主に経営を行う。

SA を設立するためには、下記の手続きを履践する必要がある。なお、以下は簡易化されたものであり、すべての手続や文書を表示したものではないこと予め留意されたい。

—公証人により作成された定款及び出資及び振込申告書（DSV）及び株主総会又は取締役会議事録等

- 統一商業登記簿（RCCM）への登録申請
- 税務署における税務申告（DFE）
- 社会保障公庫（CNPS）への加入

3. 終わりに

以上はおおよその理解を補助するための暫定的な記載であり、必要な事項は各自で現地の専門家に問い合わせをする必要があることは言うまでもない。また、CEPICI の説明をできるだけ記載したが不正確な点もある場合もあること留意されたい。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5 階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント デルフォルジュ・ユゴー



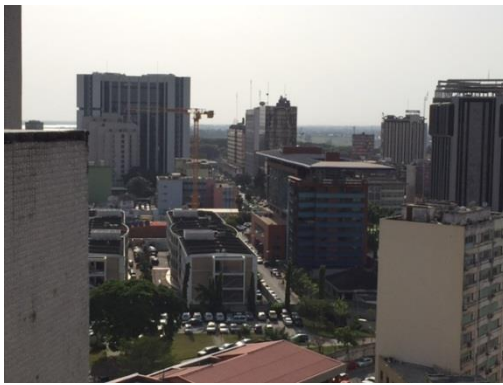
AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年3月13日

コートジボワールシリーズ (4)
～コートジボワール訪問記～

1. はじめに

小職は2015年2月23日から26日にかけてコートジボワールに渡航した。コートジボワールの状況について、自ら体験したことを若干記載する。コートジボワール投資促進センター及び大使館その他の方にはご協力していただいたこと、ここで感謝の意を示したい。



以上はコートジボワール投資促進センターから撮影した写真

2. インフラ

アビジャン港に入るには、一定の手数料を払う必要がある。比較的大きいといわれている。トーゴ、ナイジェリアの港と競争している。記憶によれば、あまりコンテナを見かけなかった。いわゆる混載貨物便が多いのではないと思われる。水深の深い港にすれば、巨大コンテナ船が入りようになるのではないかとの印象をうけた。

中古車が多く輸入されている。港を理解することが、コートジボワールの進出において必要な要素の1つと思われる。進出を考えられている方は是非立ち寄られたい。



AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp

3. 中国の進出

以下の写真は、看板に HUAWEI と記載されている。同社は、中国の中でも名だたる会社である。タンザニアにおいても活躍しており、今後西アフリカでも注目の存在と思われる¹。今回の視察の目的とは異なるが、中国がどのような貢献をアフリカにしているかは理解しておく必要がある。関係ないが、ウガンダ大統領は日本に対して「日本は中国に学ぶように」と注文をつけている²。日本は以前アフリカに進出したが、一旦撤退を余儀なくされた。中国は積極的にアフリカに投資をしていた。インフラ関係を見る限り、中国の貢献は捨象できない。先人に一定程度学ぶ姿勢は大事にしたい。また、日本が何に貢献し、どのようにアフリカと利益をシェアできるか検討する必要がある。



4. 裁判所（第一審裁判所・控訴裁判所）

訴訟事件等みる時間がなかったので、写真だけにとどめる。地裁と高裁が一体化している興味深い作りであった。



(1) アビジャン商事裁判所

日本と異なり商業登記等は本来的には商業裁判所で行うことになっている。現在はコートジボワール投資促進センター（CEPICI）でも窓口受付を行っているが、ここでも受け付けてくれる。

以下に示した通り、長官にもお会いした。非常に気さくなかたであった。



長官と撮影



裁判官と撮影

¹ <http://en.yibada.com/articles/39757/20150620/huawei-ict-advisor-tanzanian-government.htm>

² <http://blogos.com/outline/133570/>

(2) 統一裁判・仲裁所 (CCJA)

17か国が加盟する OHADA の統一裁判仲裁所である。詳しくは「国際商事法務」に若干記載したので参照されたい。予約なしで出口の案内所で写真を撮れないか依頼した。自分の身分を明かして何人も交渉したうえで以下の写真を撮ることが許諾された。



門の表示



書記官長(Greffier en Chef)



OHADA 加盟国の国旗



CCJA の建物

5. まとめ

以上の通り、インフラ、裁判所、商事裁判所及び統一裁判仲裁所は、コートジボワールでの投資を考える上で非常に重要なプレイヤーの一つであるので、前回のコートジボワール投資促進センターの紹介の補足として紹介することとした。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年3月17日

コートジボワールシリーズ (5)
～コートジボワール大使館におけるビジネスビザ取得方法について～

コートジボワールに投資をするためには、事前にその国を訪問し調査をする必要がある。その国の持っている可能性と制限を知ることなく、自身や自身の会社が投資するか否かを決めるのは難しい。今回は、一例としてコートジボワール大使館のビジネスビザ取得方法について若干説明する。

ビザ手続きの最新情報は、SNEDAIのサイト (<http://www.snedai.com>)に記載されているが、フランス語版と英語版しかない。

書類の中には取得に時間を要するものもあるので、ビザの取得代金支払いや面談日予約の前に、まず必要書類を集めることを勧める。

1. 招待状 (フランス語又は英語)

招待状は、現地に知人がおらずにコートジボワールを訪問する場合には、取得が難しいが、最も重要な書類の一つである。特に、初めて調査をしに訪問する場合である。

書類の名前のとおり、招待状は、通常、自身をコートジボワールに招待する個人又は団体によって発行されるものである。本書類には、自身を招待する方の情報 (団体名、連絡先、署名、捺印)、自身の情報 (自身の団体名、自身の氏名及び肩書き、パスポート番号) 等が記載される必要がある。また、渡航期間が記されていることが重要である。

2. 航空券予約票 (フランス語又は英語)

ビザ取得の為には、航空券の購入を事前にする必要がある。購入をされたら、自身の使われた旅行代理店に予約票を自身に送付してもらうよう依頼する必要がある。

3. 黄熱病の予防接種証明書 (英語)

ビザの申請には、黄熱病の予防接種証明書が必要となる。コートジボワール大使館も、自身の安全の為に予防接種を受けることを勧めている。東京周辺で黄熱病予防接種を実施している医療機関の数は限られているので、渡航が決まったら早めに予約をして接種されることを勧める (医療機関の情報はこちらへ <http://www.kenekieisei.or.jp/about.html>)。

東京に居住していない方は、同サービスを行なっている近隣の医療機関を探されることを勧める。

その他、コートジボワールについての注意事項に関しては、外務省のホームページを参照されたい (外務省ホームページはこちらへ <http://www.mofa.go.jp/>)。

4. ホテル予約票 (フランス語又は英語)

自身が旅行会社を通じて航空券を購入する場合には、ホテルの予約も同時にされることであろう。その場合には、自身の旅行会社にホテル予約票の発行依頼をされるとよいであろう。

旅行会社を使用せず自身で現地のホテルを予約する場合には、ホテルに予約票の発行を依頼されるとよい。こちらもビザの申請の際に必要なとなる。

5. 滞在中の支払証明書（英語、銀行発行の残高証明書）

ビザ取得には、コートジボワール滞在中に必要な資金を自身が所持していることを証明する書類が必要となる。自身の口座がある銀行に直接問い合わせをして、当該証明書の発行の手続きをする必要がある。発行には手数料がかかる。手数料や、待機日数は銀行によって違う可能性があるため、自身で銀行に問い合わせられることを勧める。

6. 任務証明書（フランス語又は英語にて）

コートジボワールにおけるビジネスの目的と自身の地位／肩書きを証明する書類の作成を自身の会社に依頼する必要がある。

この証明書には、自身の情報（自身の肩書き、自身のコートジボワール到着日、滞在中の日数、滞在中の目的、コートジボワールでの連絡先）が記されている必要がある。この書類は、自身の上司の署名及び会社の社印が必要である。

7. 有効なパスポート

実際にコートジボワールを訪問する際には、日本へ帰国してからも6か月以上有効であるパスポートを携帯する必要がある。ビザの申請には上記条件を満たしたパスポート（原本）及びパスポートの最初の3ページ（コピー）を持参する必要がある。

8. 写真付き申請書

上記書類が準備出来たら、ビザ申請書の作成が容易となる。申請書は、SNEDAIのサイトにあるので、ご利用されたい（SNEDAIのサイトはこちらへ <http://www.snedai.com>）。

本書類には、自身の旅行に関する住所（ホテル、関係者、面談予定者の住所）を記入する必要がある。

申請書の住所欄は上記の住所を記入するのに十分でないこともあるため、別紙に記載して申請書に添付することを検討されたい。

また、その申請書には、6ヶ月以内に撮影された4.5 cm x 3.5 cmサイズの証明写真を貼付すること。

9. 支払証明書

次の手順として、自身のビザ取得代金支払をすることになる。なお、自身のビザの申請が拒絶されてしまった場合には、返金がない。

滞在中期間1日から3ヶ月までの短期滞在ビザの申請にかかる費用は、現時点においては予約料も含めて58ユーロである。こちらの料金はインターネット上で決済することができる。

滞在中期間1年を超える長期滞在ビザの発行は、現時点においては、在日コートジボワール大使館では行っていないとの事である。

支払いを済ませたら、支払領収書も上記各書類と合わせて大使館に持参する（SNEDAIの支払いサイトはこちらへ <http://www.snedai.com/paiementFastraceFR/?country=17>）。

10. 大使館との予約

支払いを済ませると、RDV コードが記載されたメールを受け取る。本コードを用いて、ビザ申請の予約をすることができる（予約についてはこちらへ <http://rdvvisas-ci.com/>）。

注意点は以下のとおりである。

1. 受け取った RDV コードは支払の時から3ヶ月のみ有効である。
2. 予約の時から48時間内はキャンセルすることができる。
3. 予約日の変更は、予約日時の24時間以降はインターネット上で3回まで変更することができる。
4. 申請者が予約の日時に現れない場合は、支払った料金は返金されない。なお、新しい RDV コードは5.55ユーロで取得することができる。

予約をしたら、上記の各書類を持参して、在日コートジボワール大使館に訪問することになる。申請者本人が書類提出をしなくてはならない。

ビザの受取は、申請から48時間後に可能となる。但し、担当官の裁量で、ビザの発行が拒絶されることもある。

※詳細な手続はコートジボワール大使館に問い合わせされたい。

在日コートジボワール大使館連絡先：

〒151-0064

東京都渋谷区上原2丁目19-12

電話：03-5454-1401／03-5454-1402

FAX：03-5454-1405

メール：ambacijn@yahoo.fr

ビザの担当官への問合せは、月曜日から金曜日までの午前9時から11時45分までとなっている。

以上

赤坂国際法律会計事務所

〒104-0031

東京都中央区京橋1-1-10

西勘本店ビル5階

TEL(03)3548-2702

www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム

弁護士 角田 進二

アシスタント デルフォルジュ・ユゴー



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年4月24日

コートジボワールシリーズ（6）
～統一商事会社法の改正と代表事務所及び連絡事務所～

1. 代表事務所及び連絡事務所の性格

去年の統一商事会社法の改正により、支店のみならず代表事務所及び連絡事務所の設置が許容されることになった。

支店は、会社や個人に帰属する商業施設や工業施設で経営の裁量を有するものをいう（統一商事会社法 116 条）。支店は、独立した法人格を有せず、会社や個人と異なる（同 117 条）。支店は RCCM で登録される（同 119 条）。外国会社の支店の場合、原則として設置から 2 年以内に既存の会社に帰属させるないし設立した会社に帰属させなければならない（同 120 条）。

これに対して、代表事務所や連絡事務所は、会社に帰属して同会社や事務所がある市場と連絡する役割を担う。経営の裁量はなく設置した会社の事務所に関連して準備活動や付随的な活動を行うのみにとどまる（同 120-1 条）。代表事務所や連絡事務所は、独立した法人格を持たない。代表事務所や連絡事務所は、外国会社によるものでも構わない（同 120-3 条）。それらは、RCCM で登録される。代表事務所の活動によって支店に変更したと判明した場合、かかる変更から 30 日以内に RCCM で変更の請求をしなければならない（同 120-5 条）。

以上の通り、外国会社の支店は 2 年以内に帰属先を変更する必要があるのに対し、代表事務所及び連絡事務所は市場調査等準備活動や付随的な活動を行う限り外国会社であってもそうした制限はない。但し、同 120-5 条により、変更を余儀なくされる場合があるので注意をすべきである。

2. 登記

代表事務所の設置に関する議事録、親会社の商業登記簿謄本及び定款、代表者の身分証の写し、登録済みの賃貸借契約その他の書類並びに登録費用・印紙代等が必要である。詳しくは専門家に確認されたい。

3. 結語

2 については、各種専門家などに聴取した事項であるが、各専門家や商事裁判所の長官 など各自が異なる意見を持っている様子である。おそらく、現時点においても相当程度の混乱が生じているという認識である。

なお、協力してくれた Véronique Ekra Kouame 氏（Désiré Konan 公認会計士の下で仕事をしている）、コートジボワール留学生 Yao Dedjo Simon 氏及び CEPICI にいらっしゃる六角一雄氏に感謝の意を示したい。

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5 階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二

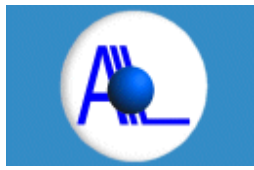
AKASAKA INTERNATIONAL LAW, PATENT & ACCOUNTING OFFICE

"Work for clients, work for society and work for our team"

5F Nishikan Honten Bldg | 1-10, Kyobashi 1-chome | Chuo-ku, Tokyo 104-0031

Tel: +81 (0) 3 3548 2702 | Fax: +81 (0) 3 3548 2703

www.ailaw.co.jp



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年6月9日

コートジボワールシリーズ (7)
～労働法関係～

1. 労働法典について

労働法典については、法律の部分 (partie législative) と規則 (partie réglementaire) の部分とに分かれている。後者については、法律 (loi)¹、デクレ (décret) 及びアレテ (arrêté)² で構成されている。

労働法典 5 条によると、同法典は公序に基づくものであり、決定、契約、協約に基づく規定で本法典及び法律の規定に違反するものは無効であるとされている (いわゆる強行法規である)。

2. 労働契約について

原則的に契約は自由に決められるが、一般法規 (règles de droit commun) に服する。理論的には契約は書面や口頭でも締結可能であるが、立証その他の事を考慮すると書面の方が望ましい。

1) 有期労働契約 : Le contrat de travail à durée déterminée

有期契約は書面や雇用条件書 (lettre d'embauche) によらなければならない (労働法典 14.2 条)。

ア. 確定期限労働契約 : Le contrat de travail à terme précis

同契約の場合、2 年を超えて契約することができない (更新も含む) (同法 14.5 条)。これを超すと、無期労働契約となる。

イ. 不確定期限労働契約 : Le contrat de travail à terme imprecis

この契約は、以下の場合に認められる (同法 14.6 条)

- ・一時的に不在になった労働者の代替
- ・季節間労働
- ・臨時の労働の増加や企業の非典型的活動

不確定期限労働契約の場合は、更新可能である (同法 14.7 条)。同法 14.7 条によると日雇い労働者との契約についても一定の場合準用される。

期限が到来したら、補償金や予告なしに終了する (同法 14.8 条)。期限到来以前には、不可抗力、双方の同意又は重過失がない限り、契約終了させることはできない (同法 14.8 条)。但し、一時的に不在になった労働者の代替については別途定めている (同条)。

¹ 何故、規則のところに loi が記載されているのか不明であるが、そのように分類されていた。

² 一般的に、デクレは大統領や首相が制定するのに対し、アレテは大臣や知事が制定する。

2) 無期労働契約 : Le contrat de travail à durée indéterminée

労働者は自らの意思で同契約を解消することができるが、使用者は適法な根拠を有する場合に解消できる（同法 16.3 条）。

3) その他

ア. 臨時労働契約（派遣³） : Le contrat de travail temporaire

いわゆる派遣契約である。

本契約は書面でする必要があり、法定必要事項⁴を記載する必要がある。

派遣元は以下の役務のみに使用する（Décret n°96-194 du 7 mars 1996 の 24 条）。

- ・ 一時的に不在になった労働者の代替
- ・ 臨時や新規事業による労働の増加
- ・ 差し迫った事故の防止、救助対策の措置などを行うために必要かつ直ちに行うことが必要な緊急行為

臨時労働契約では、ストライキの代替要員として以上の派遣労働者を使用することはできない（同法 11.4 条）。その他様々な規制がある（Décret n°96-194 du 7 mars 1996 参照）。

イ. 短期労働契約 : Le contrat de travail à temps partiel

同法 21.2 条に基づき、通常の期間よりも短い短期労働契約の場合、期間を明記した書面や雇用条件書によらなければならない。短期労働時間は、1 週間につき 13 時間以内か 1 ヶ月につき 120 時間以内である（Décret n°96-202 du 7 mars 1996 の 1 条）。

3. 試用期間 : Le contrat de travail à l'essai

同法 13.4 条に基づき、有期労働契約や無期労働契約の当事者が試用期間やその更新をすることに合意した場合、契約書は試用期間が記載された書面によるか雇用条件書によらなければならない。試用期間の長さは、Décret n°96-192 du 7 mars 1996 や職業間労働協約（convention collective interprofessionnelle）などによる。

4. 役務

使用者は、原則として取り決められた場所で取り決められた仕事を提供しなければならない（同法 15.6 条）。原則として、1 週間につき 90 時間の労働時間とされている（同法 21.2 条）

5. 契約の修正

一切の契約の変更は労働者の同意が必要である（同法 15.6 条）。

使用者の法的地位の変更による場合（法人成り、合併等の場合）、一切の契約は新規の使用者にも存続することになる（同法 11.8 条）。

職業間労働協約が通用される場合、労働契約の要素である変更の一切は、第一に 1 ヶ月を限度として予告通知に相当する期間内に書面による通知を労働者にしなければならない。同変更

³ 同法 11.3 条

⁴ 例えば、業務内容、契約期間、報酬額など（Décret n°96-194 du 7 mars 1996 の 14 条）。

が労働者の利益を減縮するものであり労働者が拒絶した場合、使用者による契約の破棄と看做される（同協約 16 条）。

6. 契約の解消

有期労働契約については記載したので割愛する（2 参照）。

無期労働契約については、前述の通り労働者は自らの意思で同契約を解消することができるが、使用者は適法な根拠を有する場合に解消できる（同法 16.3 条）。前者は辞職であり、後者は解雇の手続を取ることになる。以下、イメージを持ってもらう為、例を記載する。

1) 個別の解雇

前述の通り、契約の条件の変更の場合、使用者は労働者に契約の変更を申し込むことができる。もし労働者が拒絶した場合、その変更が重要なものである場合、使用者はそれによる解雇の責任を負うことになることに注意する。

解雇は、労働者の非行行為に対する懲戒措置として行われるのが一般的である。

一般労働者と保護労働者かによって取り扱いが異なる。

ア. 一般労働者

職業間労働協約 22 条により労働者は非行について説明する機会を与えられる。よって、使用者は労働者に措置を決定する前に説明要求書を送付しなければならない。その説明は書面でも口頭でも構わない。同協約によると、説明が口頭による場合、使用者が反訳し、労働者及び同席した労働者代表者が副署をする必要がある。労働者代表者が同席しない場合、その旨記載しておく必要がある。

使用者が解雇する場合、書面によって通知する必要がある。

イ. 保護労働者

現在又は過去の労働者代表者や労組代表者その他の者が保護労働者になる。その場合、労働監督局の事前の承認に服さなければならない(同法 61.7 条)。重大な非行の場合、暫定的に職務停止処分をし、監督局の判断を待つことになる。

2) 整理解雇

この理由による従業員解雇は、会社の業務および収支に悪影響を及ぼすような、雇用情勢の逼迫または継続的な変化、技術の変化、リストラクチャリング、経済的困難を原因として行われる。経済的理由による解雇が集团的、すなわち複数の者に対して行われる場合、以下のような手続を経て実施される。この手続は個別の解雇と異なり、各人の行為が問題とされない。重要なことは経済的な事由が社員全体にとり共通のものであることである。

整理解雇の手続は法令によるものと職業間労働協約によるものがある。また、一般労働者と保護労働者によって取扱いが異なる。

例示として、最低限の手続きである法令によるものを若干記載（一般労働者のみ）する。

使用者は、計画を記載した資料を労働者代表及び監督局に渡し、彼らと説明会を開き、解雇通知を労働者に通知し、監督局にそうした判断の資料を提出しなければならないことになっている。

ア. 説明会

使用者が、整理解雇対象者の順位を取り決めるための基準を決める。労働者代表者や基準局がいる会議で、説明会を開かなければならない。労働法典 16.8 条に基づき使用者は、労働者代表と労働局に説明会よりも 8 日以上前に整理解雇の原因、使用する基準、解雇する労働者のリスト、解雇日を記載した資料を送付しなければならない。

イ. 行政による監督

行政は、説明会に監督局が出席するという意味での監督をする。議事録は、両当事者と監督局がサインをする。もし手続に瑕疵がある場合、経営者に通知する（同法典 16.9 条）。監督局はすなわち手続きと基準を順守しているかを確認するだけである。よって、労働裁判所が手続の適正性を確認することになる⁵。

以上は、最低限の手続きであり、職業間労働協約等で厳格化しているのが通常である。

3) その他

以下の点に考慮する必要があるが、詳細については紙面の都合上今回は割愛する。

ア. 退職金

イ. 予告解雇金

ウ. 有給手当

エ. 損害賠償

4) 補足

上記の契約の解消は、非常に簡略化された一例に過ぎない。実際には様々な手続を経る必要がある。今回は紙面の関係から、詳細な記述は見送ることとする。

7. 結語

以上の通り簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

特に解雇については手続きが複雑であり、専門家の手助けが必要であることに留意されたい。

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5 階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二

⁵ 以上は Dominique BAUDOUHAT, *PROCEDURES ET DROITS DE LICENCIEMENTS*, Éditions baudouhat, 2009, 19~24 ページ参照。



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年6月9日

コートジボワールシリーズ（8）
～コートジボワールにおける汚職～

1. はじめに

NGO トランスペアレンシー・インターナショナルによると、コートジボワールの2014年のCPI（認識指数）は32ポイントの115位となっている。なお日本は76ポイントの15位に位置し、1位はデンマーク92ポイントとなっている。

コートジボワールは、2012年2月14日にアフリカ連合腐敗防止対策条約を批准した。また、2012年10月25日には国連腐敗防止条約を批准している¹。上述のNGO トランスペアレンシー・インターナショナルによるとコートジボワールの過去のCPIは2012年29ポイント、2013年27ポイントとなっている。世界銀行の汚職対策についての指標では、2005年においては6.6ポイント、2010年においては10.5ポイント、2011年16.6ポイント、2012年20.6ポイント、2013年23.4ポイントと、2010年の内戦以前の指標と以降の指標を比較すると改善していることが窺われる。

2. 刑法について

刑法232条、233条及び234条において主要な贈賄罪が規定されている。今回は日本人を想定し、贈賄罪のみに焦点を絞る。

（1）公務員の行為

同232条の概要は、公務員が一定の行為に関連し自分や第三者の利益のために贈与等の要求、申込の受諾、約束をした場合に2年から10年までの禁固及び200,000フランから2,000,000フランまでの罰金を課されるというものである。

同233条には、公務員が過去に行った行為に関しての対価として自分や第三者の利益のために金銭等による報酬を受取った場合、3ヶ月から1年の禁固を課されると規定されている。

（2）贈賄者側の行為

同234条においては、同233条に規定する取り計らいや利益を得ること、達成すること、実行すること又は延期することを目的として、暴力や脅迫を用いたり、合意、申込、贈り物等をしたり、汚職を誘引する要求に屈したりする場合、例えその者が積極的に行うものでない場合でも²、汚職を認めた者と同一の罪とすると規定している。

同232条に規定する者によって実行された行為に対して、贈物等をすることや報酬を誘引する要求に屈する場合も同233条と同様の刑罰を受ける。

¹ ECD 外国公務員贈賄防止条約には調印していない。

² 同配慮や汚職がなんらの効力も生まない場合も同様である。

3. 汚職及びそれに相当する違法行為防止及び撲滅に関するオルドナンス (Ordonnance n° 2013-660 du 20 septembre 2013 relative à la prévention et la lutte contre la corruption et les infractions assimilées)

このオルドナンスの特徴は、外国公務員に対する汚職を含む様々な汚職について規定しているところである。刑法をカバーしつつ、更に広げている。以下の行為が罪として取り決められている。

主な犯罪行為は以下の通りである。

(1) 汚職について

ア. 国内公務員の汚職 (corruption d'agents publics nationaux)

- ① 収賄(trafic d'influence)
- ② 職権濫用(abus de fonction)
- ③ 公金や公的な利益の流用ないし不当な取得(détournement et soustraction de deniers et titres publics)
- ④ 公務員の横領(concussion)
- ⑤ 不正な取引 (avantage illégitime)

イ. 外国公務員や国際機関職員の汚職 (corruption d'agents publics étrangers et de fonctionnaires internationaux)

ウ. 民間部門における汚職 (corruption dans le secteur privé)

(2) 相当する違法行為

- ① 利益相反 (conflit d'intérêts)
- ② 利益の不正な取得 (prise illégale d'intérêts)
- ③ 財産申告の拒絶、虚偽の申告、情報の漏洩 (refus de déclaration ou fausse déclaration de patrimoine ou divulgation d'informations)
- ④ 不法領得³ (enrichissement illicite)
- ⑤ 贈物⁴ (cadeaux)
- ⑥ 政党及び選挙運動の不当な資金供与 (financement illégal des partis politiques et des campagnes électorales)
- ⑦ 嫌がらせ (harcèlement moral)
- ⑧ 隠匿 (recel)

(3) 告発義務に関する違反行為(infractions liées à l'obligation de dénonciation)

(4) 付加刑 (peines complémentaires)

(5) 没収、凍結、差押 (mesures de confiscation, gel et saisie)

以上の刑罰の時効は3年間である(同79条)。

4. ガバナンス高等機関 (Haute autorité pour la bonne gouvernance)

³ 日本の領得行為と異なり、公務員が合法の収入と比較して財産が相当程度増加したことについて合理的に説明できない場合のことをいう。

⁴ 収賄と近いが、行為が収賄のように限定されていない。

2013年9月20日のオルドナンス no.2013-661により設立されたこの機関は、国内の汚職を効果的に撲滅することを目的としている。この機関は、汚職撲滅に対する戦略を統轄し、捜査権を持ち、汚職と結びついた他の違反を疑われるものの特定をし、汚職の告発を受理し、共和国検事に申立てし、公的人物（特に議員）の財産申告を受理する責務を有するという任務と手段を有する。

この任務の遂行の為、公的私的を問わずあらゆる私人や法人、有用と判断したあらゆる資料を自由に要求することができる。資料提供の拒否は、公務妨害罪となる。

この国家統制の為の高位機関は、各1名の司法官、弁護士、法律研究教育者、司法警察官、財務省官吏、犯罪学者、社会学者、銀行ないしは金融機関の管理職、情報技術エンジニアの合計9人から構成されている。

現在の会長は Seydou Elimane Diarra 氏である。

5. 他の汚職撲滅に関する機関 (**Autres institutions luttant contre la corruption**)

(1) 強請り撲滅組織 (**Unité de lutte contre le racket (U.L.C.R)**)

2011年7月26日の省令 no.086に基づくこの組織は、政府の武装組織によって専ら行われている、一般市民に対する恒常的な強請りを無くすという政府の意向により設立されたものである。ULCRの目的は、告発を受理し、強請りをしている公務員を追跡し、逮捕することにある。

(2) 公共調達契約規制機関 (**Autorité Nationale de Régulation des Marchés Publics (ANRMP)**)

2009年8月6日のデクレ no.2009-260により設立されたこの独立した行政組織は、公共調達契約に関する調査権と懲戒権という重要な権限を有している。この組織は、公共調達契約の締結に於ける濫用防止により、汚職に対抗している。

(3) 会計院 (**Cour des comptes**)

この裁判機関は、2001年8月1日の憲法典 102条の頃から予定されており、旧会計部 (**Chambre de comptes**) に代わるものである。2014年10月29日に、国会へ審議の為の法案が提出された。同裁判機関は、国有企業、社会保障組織、地方自治体、助成金を受けている企業等による公金の使用を監視する働きを担っている。

大統領を含む議員の会計報告や財産の検証も役割に含まれている。

(4) 会計検査院(IGF)と対汚職班 (**BLC**) (**Inspection générale des finances (IGF) et Brigade de lutte contre la corruption (BLC)**)

会計検査院は、財務省の様々な部署の監査を担っている。会計検査院には、対汚職班が含まれている。対汚職班の目的は、財務省の各部門（特に税関）の汚職に対抗し、より広い意味では公金の使途を監視することにある。対汚職班は、苦情や告発を受理し、汚職の事例を調査し、必要があれば司法当局に申立てすることができる。対汚職班の職員は、司法警察の権限を有しており、特に汚職行為を確認し、尋問することができる。

6. 汚職撲滅構想

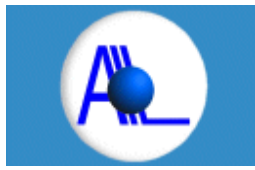
コートジボワールは、海外からの投資を誘致し投資の安全性を高める為に、汚職への対応策が必要であることを認識し、政府は 2013 年から 2017 年にかけてのガバナンスと汚職防止政策を確認している。

7. 結語

以上の通り、徐々に汚職について規定されてきているが、前回ケニアシリーズ（4）で述べたように安易に外国人が守られる状況ではないこと留意されたい。寧ろ、安易に贈賄をすると、そうした弱みに付け込まれることもある。その意味で外国人が認識しておかなければならない規定と理解しておくべきである。

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5 階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロマン・ブヨ



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年8月13日

コートジボワールシリーズ (9)
～裁判制度について～

1. はじめに

2000年の憲法改正により、最高法院 (Cour suprême) は、國務院 (Conseil d'État)、破毀院 (Cour de cassation)、会計院 (Cour de comptes) の3つの機関に取って代わられた (憲法 102 条) ということである。しかし、実定法が無く実際には理論上のものに過ぎないとされている¹。最高法院の下級審として、第1審と第2審がある。

2. 下級審

1) 第1審

第1審裁判所は、以下の9つの裁判所 (TPI) と支部 (Section Détachée) がある。
TPI Abidjan : sections détachées d'Agboville, d'Adzopé, d'Aboisso et de Grand Bassam ;
TPI Yopougon : section détachée de Dabou ;
TPI Abengourou : sections détachées de Tiassalé, de Bondoukou et de Bouna ;
TPI Bouaké : sections détachées de Katiola, de M'Bahiakro, de Dimbokro, de Bongouanou et de Toumodi ;
TPI Korhogo : sections détachées de Boundiali et d'Odiénné ;
TPI Daloa : sections détachées de Sassandra, de Soubré et de Séguéla ;
TPI Gagnoa : sections détachées de Divo, d'Oumé et de Lakota ;
TPI Bouaflé : section détachée de Sinfra ;
TPI Man : sections détachées de Touba et de Danané.

裁判所と支部は同じ権限を有し (民事・商事・行政訴訟典 5 条)、支部の判決に対して第1審裁判所に上訴することはできない。

請求額が 500,000 フラン以下の場合、民事・商事裁判においては第1審というだけではなく、最終審となる (同法 6 条)。

請求額が 500,001 フラン以上の場合、以上の制限が無く、第1審の判決は上訴することが可能である (同法 6 条)。

他に主なものとして以下の裁判所がある。

a) 労働裁判所 :

¹ L'UNITÉ DE L'ÉTAT DE DROIT (RULE OF LAW), ONUCI 「L'ORGANISATION ET LE FONCTIONNEMENT DU SYSTÈME JUDICIAIRE EN CÔTE D'IVOIRE」 JUIN 2007 も参照 (<http://www.onuci.org/pdf/rulesrapport6.pdf>)

裁判所の所長は、原則として第1審裁判所ないし支部の所長が兼任することになる。取扱事件としては、労働契約や研修契約に際しての労働事故や業務上の病気に関することを含むとしている（労働法典 81.7 条）。

b) 刑事裁判所：

フランス法と類似性があると思われるので、以下のように当職の理解を示す。

コートジボワールではフランスと同様、*contravention*（違警罪）、*délit*（軽罪）、*crime*（重罪）とに分類される。

民事裁判所と刑事裁判所が組織的には原則として一元化されており、違警罪と軽罪を扱う裁判所は以下の通りである。これに対して、重罪を扱う第1審が高位レベルに位置づけられる。

- ・ 違警罪裁判所→弾劾部（*Chambre d'accusation*）が事情により違警罪と判断したときのみ同裁判所に送られる。
- ・ 軽罪裁判所→6ヶ月以下の禁固ないし 360,000 フラン以下の罰金の場合
なお、刑法3条には以下の分類がされている。
- ・ 重罪：無期懲役や有期懲役などの自由刑²
- ・ 違警罪：2ヶ月以下の自由刑ないし 360,000 フラン以下の罰金
- ・ 軽罪：以上に該当しない自由刑や罰金刑³

c) 商事裁判所：

N°01/ PR du 11 janvier 2012 du Président de la République に基づき、商業裁判所は創設された⁴。その目的は、国内外の投資を安定させるため商事的な紛争に対して最善の措置をとることにある。職業裁判官と商工会議所のリストから選出される素人裁判官である *juge consulaire* から構成される。現在のところ、商業裁判所はアビジャンにある1つだけである⁵。

2) 控訴院

第2審として控訴院がある。

控訴院裁判所は、Abidjan, Bouaké 及び Daloa にあり、民事・商事部、刑事部、社会部、行政部の4つに分かれる。

重罪院（*Cours d'assises*）については、職業裁判官と陪審員で構成される。陪審員は、フランス語が読み書きできる、25歳以上など一定の要件を満たす必要がある（刑事訴訟法 225 条）

3. 上級審

1) 憲法院

² 死刑は最近廃止された。

³ 以上は、KOMAIN François, *Organisation Judiciaire en Côte d'Ivoire*, <http://www.ohada.com/etats-membres/cote-divoire.html> を参照

⁴ <http://www.tribunalcommerceabidjan.org/faq.php>

⁵ 同上

憲法院は1994年に設置され、2000年の憲法により制度化された（憲法88条から94条）。憲法院は、違憲審査権を有する。国民投票権などの投票活動の管理、大統領候補の資格、投票結果の公表など付随的権限もある⁶。

2) 最高法院 (Cour suprême)

a) 司法部

LOI N° 97-243 DU 25 AVRIL 1997に基づき、組織及び権限は決定されている。上告に対して決定権限を有する。司法部は、法律審であり事実審ではない。よって事実に関する審査をしないのが通常である。しかしながら、LOI N° 97-243 DU 25 AVRIL 1997の28条によると、破棄自判することもできる場合もあるようである。

b) 行政部

主に国家が当事者になった場合について判断をする。

c) 会計部

国会や政府を補助したり、公会計について判断したりする⁷。

4. 司法仲裁統一裁判所 (CCJA)

OHADA 条約に基づき、CCJA は設置された。同条約に準拠する統一法に関連する争訟は第1審および控訴審ではその地域の裁判で処理されるが（同条約13条）、CCJA は統一的な解釈及び適用を最終的に確保する役割を担う。

国家や閣僚会議、裁判所からの諮問にたいして助言をする役割も有する。

5. 高等院

政府職員の職務上の犯罪や大統領の大反逆罪について判断する⁸。

6. 結語

以上の通り簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二

⁶以上は、KOMOIN François, *Organisation Judiciaire en Côte d'Ivoire*, <http://www.ohada.com/etats-membres/cote-divoire.html> を参照

⁷ 同上

⁸ 同上



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年8月18日

コートジボワールシリーズ（10）
～コートジボワールの特許及び商標について～

1. コートジボワールにおける知的財産保護に関する法源

コートジボワールは、1967年7月14日世界知的所有権機関を設立する条約について署名した。さらに、同国は、1977年3月2日付バンギ協定によって創設されたアフリカ知的財産機関（OAPI）の構成員でもある。これらの2つの組織によって制定された事項が、コートジボワールにおいては知的財産に関する主な法源となっている。

バンギ協定について、若干説明すると、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴの17カ国が加盟国である¹。カメルーンのヤウンデにOAPIが創設された（同協定40条）。本条約は、条約末尾に記載されている通り、フランス語が正文である。

バンギ協定の一部として取り扱われるバンギ協定付属書の項目は、以下の通りである（同協定4条）。

- 1 特許 (les brevets d'invention) 、
- 2 実用新案 (les modèles d'utilité) 、
- 3 商標 (les marques de produits ou de services) 、
- 4 意匠 (les dessins et modèles industriels) 、
- 5 商号 (les noms commerciaux) 、
- 6 地理的表示 (les indications géographiques) 、
- 7 著作権 (la propriété littéraire et artistique) 、
- 8 不正競争防止 (la protection contre la concurrence déloyale) 、
- 9 集積回路の配置 (les schémas de configuration (topographies) des circuits intégrés) 、
- 10 植物新品種の保護 (la protection des obtentions végétales)

そのうち、1特許、2実用新案、3商標、4意匠、5商号、9集積回路の配置、10植物新品種の保護については、原則としてOAPIに直接出願することになる（同協定6条）。原則として、如何なる出願も、各構成国の出願と同等の効力を有する（同協定7条）。OAPIは、特許、実用新案、商標、意匠などについて審査し、登録、公告をする（同協定8、9及び10条）。商号、地理的表示、集積回路、植物新品種についても同様である（同協定11条から14条）。

なお、同協定は、加盟国に直接適用される（同協定5条）。

2. 特許

コートジボワールは、パリ条約及び特許協力条約に批准しているが、主要な特許の規定はバンギ協定によるものである。付属書1の14条に基づき、特許出願は、所定の方式的要件を満たす必要がある。審査については、方式的要件、発明の単一性（同協定付属書1の15条）や不特許事由

¹ http://www.wipo.int/wipolex/en/other_treaties/parties.jsp?treaty_id=227&group_id=21

(公序良俗に反する発明、科学的理論・数学的な方式、動植物の品種を対象にしたもの、人体や動物に対する治療法等、コンピュータープログラム、著作権的なものなど) について審査される(付属書 1 の 20 条 及び 6 条)。新規性、進歩性などの実体的審査は閣僚会議によりされるか対象等について決定される(同条)。

存続期間は出願から 20 年である(同協定 9 条)。

ライセンス契約については、以下の規定があることに留意する必要がある。

特許権者は、ライセンスすることが可能であるが、書面による契約によって両当事者によって署名される必要がある(同協定付属書 1 の 36 条)。かかるライセンス契約は、特許に関する特別登録において登録される必要がある。同ライセンスは一定の要件を満たさないと第三者に主張することができない。ライセンサー又はライセンシーが登録官に対しライセンス契約期間満了や終了を立証し登録の取り消しを行う必要がある。ライセンス契約に特別に規定がない限り、第三者へのライセンスの付与はライセンシーに通知する限りで否定されず、ライセンサーが特許権を使用することも否定されない。独占的ライセンスの場合、第三者にライセンスを付与することはできず、特別な規定がない限りライセンサー自ら使用することもできない(以上は、同協定付属書 1 の 36 条)。付与した特許ライセンスに由来しない制限やその権利を維持するのに必要とされない制限については無効とされる(同協定付属書 1 の 37 条)。但し、ライセンスの範囲や期間、特許の有効性を害する可能性の有る行為をしないようにすること等の場合、その限りではない。ライセンスについては、原則として、譲渡することができず、ライセンシーはサブライセンスすることができない(以上は、同協定付属書 1 の 37 条)。37 条違反の場合、利害関係人により裁判所で無効を主張できる(同協定付属書 1 の 38 条)。

侵害については、民事訴訟のみならず、刑事事件としても対応することができるが(同協定付属書 1 の 58 条以下)、特許権が付与されるまでは所定の要件を満たさない限り原則として損害とされない点留意する必要がある。

証明責任については、商品を製造するプロセスの場合、司法当局は被告に以下のいずれの場合に基づき製造特許と異なる方法で製造したことを立証させることができる。1) 製造工程に新規性があること、2) 製造過程で商品が作られ、現に使用された製造方法を合理的な努力をしても証明することできない蓋然性が強いこと(同協定付属書 66 条)。

3. 商標

OAPI は、2014 年 12 月にマドリッド議定書に加盟し 2015 年 3 月にその効力が発行した²。しかしながら、新しい展開であり、安定的に手続できるか未定である。

他の商品役務と区別するため使用される一切の可視的な標章は商標といい、所定の要件に準拠し公的に認知され法的な性格を有する公的企業、組合その他のグループによって使用される商品役務の標章を団体商標という(同協定付属書 3 の 2 条)。10 年間の存続期間があり更新可能である(同協定 19 条)。

商標登録を受けることができない商標としては、1 識別性がないこと、2 登録済商標と同一で商品役務が同一であること又は欺罔及び混同の危険がある程度に類似していること、3 公序良俗に反すること、4 原産地、商品役務の性質などについて公衆に誤りを発生させるおそれがあること、5 国や国際機関の紋章国旗などを使用しないし含むことなどが挙げられる(同協定付属書 3 の 3 条)³。

² https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro_oapi.htm

³ 著名商標 (marque notoire) は、裁判所で取消を求めることができる(同協定 6 条)。出訴期間としては善意の出願から 5 年間とされる(同条)。

出願については、OAPI 等に出願する（同協定付属書 8 条）。複数の区分を指定して出願可能である（同協定 9 条）。OAPI は、出願商標について一定の要件に従っているか審査する（同協定 14 条）。例えば、以上にあげた登録を受けることが出来ない事由に該当するか（同協定 3 条）、形式的要件に従っているか（同協定 8 条）などがあげられる。決定の通知から 60 日以内に出願人は同決定について審判申立（recours auprès de la commission supérieure de recours）をすることができる（同協定 15 条）。なお、OAPI は、登録後の際公告をする（同協定 17 条）。

利害関係人は公告から 6 ヶ月以内に登録に対して同協定 2 条及び 3 条に違反することを理由に異議申立をすることができる。

登録から OAPI の地域で 5 年使用しない場合、裁判所により不使用取消決定がされる可能性がある（同協定 23 条）。

同協定 2 条、3 条に違反する場合、先行商標権と重なり合いがあり同商標権者から申立がある場合、民事裁判により登録商標を無効にすることができる（同協定 24 条）。

商標は、譲渡可能である（同協定 26 条）。但し、特別登録に登録しない限り、第三者に対抗できない（同協定 27 条）。

ライセンス契約については、以下の規定があることに留意する必要がある。

特許権者は、ライセンスすることが可能であるが、書面による契約によって両当事者によって署名される必要がある（同協定付属書 3 の 29 条）。かかるライセンス契約は、商標に関する特別登録において登録される必要がある。同ライセンスは一定の要件を満たさないと第三者に主張することができない。ライセンサー又はライセンシーが登録官に対しライセンス契約期間満了や終了を立証し登録の取り消しを行う必要がある。ライセンス契約に特別に規定がない限り、第三者へのライセンスの付与はライセンシーに通知する限りで否定されず、ライセンサーが特許権を使用することも否定されない。独占的ライセンスの場合、第三者にライセンスを付与することはできず、特別な規定がない限りライセンサー自ら使用することもできない（以上は、同協定付属書 3 の 29 条）。付与した商標ライセンスに由来しない制限やその権利を維持するのに必要とされない制限については無効とされる（同協定付属書 3 の 30 条）。但し、ライセンスの範囲や期間、特許の有効性を害する可能性の有る行為をしないようにすること等の場合、その限りではない。ライセンスについては、原則として、譲渡することができず、ライセンシーはサブライセンスすることができない（以上は、同協定付属書 3 の 30 条）。同協定 30 条違反の場合、利害関係人により裁判所で無効を主張できる（同協定付属書 3 の 31 条）。

侵害等の手続は、民事裁判所が管轄権を有する（同協定 47 条）。

刑罰及び団体商標については割愛する。

以上

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5 階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二
アシスタント ロマン・ブヨール